

決定した合併協定項目

第2回合併協議会（2頁参照）で決定した合併協定項目は次のとおりです。

1 合併の方式に関すること

園部町・八木町・日吉町・美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。

19-17 介護保険の取扱い ※一部抜粋

【介護保険料】

保険料は、統一が望ましいが、各町のサービス水準が異なる現状を鑑み、当面、現行のままとし、基盤整備が整い、一定のサービス水準の均衡が図られた中で、統一を行う。

【介護保険サービス】

〈管内事業所数及び施設数〉

一部の町においては、サービス区分によって、利用者の希望に応じたサービス供給量の確保が困難になっている状況が見られる。保険料設定の仕方や事業計画の見直し等も関連するが、サービス利用条件の均衡を図るための体制整備が必要である。

一部が決定した主な合併協定項目

第2回合併協議会で一部のみが決定した主な合併協定項目は次のとおりです。

2 合併の期日に関すること

平成17年度 第3四半期以降の出きるだけ早い時期（具体的な期日については継続協議）

3 新市の名称に関すること

新市の名称候補を公募し、協議会で決定する。（具体的なスケジュールや選定基準は継続協議）

19-12 情報公開の取扱い（その1）

【市長資産公開】

関連条例を定めて、公開する。

19-12 保育所の取扱い（その1）

【保育所給食】

現行のまま存続する。入所児への食育を進める意味からも、保育所での調理を継続する。

19-19 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い（その1）

【小学校の設置状況】

現行のまま新市に移行する。ただし、今後の児童数の動向を踏まえ、各学校の適正規模、適正配置の検討を行う。

【中学校の設置状況】

現行のまま新市に移行する。

会議資料は閲覧できません

協議会、小委員会での配布資料については、協議会及び小委員会当日に、傍聴人に対する閲覧用資料として一部準備します。

また、各町役場においても、協議会及び小委員会の開催日の翌日から、閲覧・コピー（有料）することが出来ます。

なお、協議会のホームページにおいても、速やかに掲載する予定にしています。

19-20 学校教育の取扱い（その1）

【就学奨励補助金】

〈要保護・準保護児童生徒援助費、特殊教育奨励費補助〉

一元化の上、新市に継承する。4町とも実施している補助制度については、内容と補助額（率）を統一して新市に継承する。その他の補助については、内容を精査し、一元化を図り新市に継承する。

〈スポーツ振興センター補助〉

一元化の上、新市に継承する。学校の管理下で発生した児童生徒等の不慮の災害に備える本制度の趣旨や一定額以下が免責される関係上、また義務教育無償の観点から全額補助を行う。

〈ヘルメット購入補助〉

一元化の上、新市に継承する。現行補助制度を残し、一部保護者負担として、1/2相当額の補助を行う。

〈遠距離通学補助〉

合併協定項目協議状況一覧

| 番号 | 合併協定項目 | 小委員会 | 協議会 |
|-------|-------------------------|------|------|
| 1 | 合併の方式に関する事 | 決定 | 決定 |
| 2 | 合併の期日に関する事 | 一部決定 | 一部決定 |
| 3 | 新市の名称に関する事 | 一部決定 | 一部決定 |
| 4 | 新市事務所の位置に関する事 | 継続協議 | |
| 5 | 財産及び債務の取扱いに関する事 | | |
| 6 | 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事 | 継続協議 | |
| 7 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事 | | |
| 8 | 地方税の取扱いに関する事 | 一部決定 | 一部決定 |
| 9 | 一般職の職員の身分の取扱いに関する事 | | |
| 10 | 特別職等の身分の取扱いに関する事 | | |
| 11 | 条例、規則等の取扱いに関する事 | | |
| 12 | 事務機構及び組織の取扱いに関する事 | | |
| 13 | 一部事務組合等の取扱いに関する事 | | |
| 14 | 使用料及び手数料等の取扱いに関する事 | | |
| 15 | 公共的団体等の取扱いに関する事 | | |
| 16 | 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事 | | |
| 17 | 町、字の区域及び名称の取扱いに関する事 | | |
| 18 | 町の慣行の取扱いに関する事 | 一部決定 | 一部決定 |
| 19 | 各種事務事業の取扱いに関する事 | | |
| 19-1 | 自治会、行政連絡機構の取扱い | | |
| 19-2 | 情報公開の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-3 | 男女共同参画の取扱い | | |
| 19-4 | 人権啓発の取扱い | | |
| 19-5 | 広聴広報の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-6 | 消防団の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-7 | 防災関係の取扱い | | |
| 19-8 | 姉妹都市等の取扱い | | |
| 19-9 | 電算システムの取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-10 | 納税関係の取扱い | 継続協議 | |
| 19-11 | 国民健康保険の取扱い | | |
| 19-12 | 保育所の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-13 | 環境事務の取扱い | | |
| 19-14 | 塵芥処理の取扱い | | |
| 19-15 | 保健衛生の取扱い | | |
| 19-16 | 各種社会福祉事業等の取扱い | | |
| 19-17 | 介護保険の取扱い | 決定 | 決定 |
| 19-18 | 病院、診療所の取扱い | | |
| 19-19 | 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-20 | 学校教育の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-21 | 学校給食の取扱い | | |
| 19-22 | 社会教育の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-23 | 都市計画の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-24 | 建設関係事業の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-25 | 公営住宅の取扱い | | |
| 19-26 | 上水道等の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-27 | 下水道等の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-28 | 農林水産事業の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 19-29 | 商工観光事業の取扱い | 一部決定 | 一部決定 |
| 20 | 新市建設計画に関する事 | 一部決定 | 一部決定 |
| 21 | その他必要な事項に関する事 | 一部決定 | 一部決定 |

H16.6.8現在

新市に移行後、調整する。バス利用の補助制度は残し、現町営バスやスクールバス運行とも係わりが生じるので、補助内容については新市で別途協議し調整する。遠距離自転車通学者補助についても、現行のまま新市に継承する。

19-28

農林水産事業の取扱い
(その1) ①農業の取扱い

【農業振興関連事業】
〈町単独事業（農地保全・園芸振興・担い手育成・その他等）〉
新市においても、地域事情や財政状況を総合的に勘案しながら、引き続き実施する。

19-29

商工観光事業の取扱い
(その1) ①商工業の取扱い

【金融対策】
〈利子補給制度〉
利子補給制度については、新市へ移行後、速やかに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した利子補給については、補給期間の終了まで新市に引き継ぐ。

21-1-1

①公用車の取扱い

基本的に新市に引き継ぐ。新市の組織に合わせ保有台数を減数する。

